

# 香川誠陵高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は香川誠陵高等学校同窓会と称し、香川誠陵高等学校内に連絡事務所（同窓会事務局）をおく。

第2条 本会は会員相互の連絡を保ち、親睦を深め、あわせて母校の発展に協力することを目的とする。

## 第2章 会 員

第3条 本会は下記の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 卒業生
- (2) 特別会員 現職員

第4条 本会の正会員となるものは母校卒業の際、会費を本会に納付する。会費の金額については役員会で決定する。

第5条 本会員で下記の各項の一つまたは二つ以上に該当する行為のあったものは、幹事会の議を経てこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的に違反する行為
- (2) 本会の面目を汚損する行為
- (3) 本会の統制を乱す行為

第6条 会員はその改姓・住所変更の際はすみやかに本会に連絡しなければならない。

## 第3章 幹 事

第7条 幹事は各クラスごとに若干名選出され、本会との連絡、その他第2条の目的遂行のため、庶務にあたる。

第8条 幹事の任期は原則として終身とするが、やむを得ない事情のあるとき、また

任務遂行上障害があると認められるときは、幹事会の承認を経て交替することができる。幹事に欠損を生じた際は該当クラスの選出、ないし役員会の委嘱により補充する。

## 第4章 役 員

第9条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監査 若干名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 顧問 若干名

第10条 会長は本会を代表し、本会一切の事務を統括する。必要に応じて役員会、幹事会を招集し、その議長となる。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

第12条 顧問を除く役員は正会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第13条 本会役員として、職務の遂行不適当と認められた場合には、幹事会の議決を経て、これを更迭することができる。

## 第5章 会 議

第14条 総会は本会の最高議決機関であって、第2章に定められた会員をもって組織する。

第15条 定期総会は原則として毎年1回開催することとし、会長がこれを招集する。

第16条 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または役員会が必要と認めた際は幹事会の承認を経て、会長がこれを招集する。

第17条 幹事会は第7条に定められた幹事、第9条に定められた役員によって構成される。必要に応じて同窓会事務局も参加する。

第 18 条 役員会は第 9 条に定められた役員によって構成される。必要に応じて同窓会事務局も参加する。

第 19 条 原則として本会の会議における議決は過半数の賛成をもって成立する。また本会則の改正は総会における出席会員の3分の2以上の賛成をもって成立し、本会則に規定しない項目については、幹事会で決定し、最終決定は総会の承認を得る必要とする。

## 第 6 章 会 計

第 20 条 本会の経費は、会員会費および臨時会費と有志の寄付金をもってあてる。

第 21 条 本会の事務および諸会務遂行上の経費の支出については総会の承認を得るを必要とするが、役員会の議を経て臨機に処理することができる。

第 22 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第 7 章 附 則

第 23 条 本会の支部を設置することができる。細則は別途定める。

第 24 条 本会則は平成14年8月3日より実施する。

平成16年8月22日一部改正

平成22年8月7日一部改正